

	漆工	科目
高村助教	六角教授 山崎助教 磯矢講師	講師
	自七月十日(月) 至七月十五日(土)	期間
	十人	定員
	約参圓	材料費
	漆工部教室	教室

○研究ノ爲ニ生徒相互ノ展覽會ヲ開カントスルトキハ豫メ指導教官ヲ定メ本校ノ許可ヲ受クベシ
但豫科生徒ハ之ニ参加スルコトヲ得ズ
昭和八年夏期特別實習



同 油画科2年生の仮装

鑄金	木工	鍛金	木彫	彫金
内藤助教 丸山講師	松田助教	石田教授	關野教授 羽下講師	清水教授 深瀬助教
同	同	同	同	同
十人	十人	五人	十人	十人
約参圓	約参圓	約参圓	約参圓 外ニ道具買求費 金参圓位ヲ要ス	約参圓
鑄金部教室	師範科教室	鍛金部教室	木彫部教室	彫金部教室

通則

實習時間 毎日自午前八時
至午後四時 土曜日ハ正午迄

講習料 不要

材料費 申込ノ際豫納スヘシ、剩餘ヲ生シタルトキハ返戻ス
講習者資格 其科部以外ノ職員生徒ニ限ル

査閲慰勞茶話會

毎年一回秋季に於て行はるゝ教練査閲は、今迄學校の運動場狹隘のため、帝室博物館の空地を借りて行つて來たが、今年は幸ひ運動場が廣くなつたので、學校で行ふこととなり、十一月二十四日、第一旅團長陸軍少將永田鐵山閣下の査閲を受け相當の成績を收めた。
越えて十二月七日午後和田「英作」校長は査閲に分隊長以上の幹部を動めた生徒を會議室に招いて、慰勞の茶話會を開かれた。因にこの種の慰勞會は、前年新校長就任後始めて催された新例である。

関連事項

① 東京美術学校規程、規則改正

昭和八年二月、前年に引き続き、和田校長による本校改革の一環として本校規程、規則の改正が行われた。これに先き立って和田校長は学課に関して各科の意見を徴して（七年八月）、それに基づいて修正案をまとめ、主任、理事および教授会議を開催（同年十一月八日）して次の趣旨説明を行い、承諾を得た。

改正ノ要点及ヒ理由

一、豫科新設

現在ハ本科ノ修業年限五年ナルヲ豫科一年本科四年ノ制ニ改メントス

本校ニ於テハ明治二十二年創立当時ヨリ〔開校〕豫備科ヲ設ケ修業年限ヲ或ハ二年或ハ一年或ハ一学期トナンタルコトアリ 幾變遷ヲ経タル後修業年限三年ノ製版科或ハ写真科ヲ設置スルニ及ビ學則統一ノ關係モアリ 旁々豫備科ヲ廢シ入學許可者ヲ直チニ各科第一学年ニ編入スルコトトナン以テ今日ニ至リタルガ現今藝術ノ趨勢ハ從來ノ如ク分業的ナル能ハズ各般ノ技巧ヲ綜合スルヲ要スルヲ以テ豫備ノ課程トシテ基礎的ノ諸種ノ技能ヲ修得セシムル為メ修業年限一年ノ豫科ヲ設ケ豫科在学中ニ於テハ豫テ藝術家タル適否ヲ見定メ素質ノ適セサルモノハ本科ニ進入セシメズ方向ヲ轉セシメテ其ノ前途ヲ過マルコトナカラシメントス 豫科ヲ設クルノ結果本科ノ修業年限ヲ一年短縮シテ四年ト改ム

二、本科ノ科別變更

現在ハ本科ヲ日本画科、西洋画科、彫刻科、建築科、図案科、金

工科、鑄造科、漆工科ノ八科トシ更ニ彫刻科ヲ塑造部、木彫部ニ金工科ヲ彫金部、鍛金部ニ分テルヲ日本画科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科ノ五科トシ図案、彫金、鍛金、鑄金、漆工ヲ工藝科ノ各部トナサントス

本校創立當時ニ在リテハ繪画科彫刻科ト並ビテ美術工藝科ヲ設ケ之ヲ分チテ金工、漆工ノ二部トナシ其後部ヲ科トナシ更ニ分合又ハ増設シテ今日ニ至リタルモノナルガ、學校内ニ於テモ一般美術界ニ於テモ便宜上之等ヲ一括シテ工藝部ト總稱シ居リ且又工藝美術ニ於テハ各分科ノ技能ヲ綜合研究スルヲ必要トスルヲ以テ寧ロ之ヲ單一ノ科トナシ各分科ヲ其ノ部トナサントス

西洋画科ハ帝國美術院美術展覽會ニ於テ西洋画ノ稱ヲ廢シタルト同一理由ニ基キ之ヲ油画科ト改稱セントス

三、學科目ノ變更

本校ニ於ケル學科ハ實技ト講義トニ分タル、ガ実技ハ他ノ學校ト異リモデルヲ雇備スル点、作業着手ニ準備ヲ要スル点等ノ關係ヨリシテ一時間二時間ノ短時間ナル能ハズ連日三四時間若クハ場合ニヨリテハ終日繼續作業スルヲ要スルコトアルニ現在ノ規則ニテハ學科時間多キト學級ノ多キ割合ニ講義教室ノ数少キ為メ時間割ノ編成頗ル困難ニシテ勢ヒ實技時間ノ間ニ講義時間ヲ挟ムコトトナリ實技上支障ヲ来スコト多キヲ以テ此点ヲ考慮シ各科ノ授業學科目ニ變更ヲ加ヘ概シテ必修科目ヲ減シ午前中ハ實技ヲ課シ午後ハ講義ニ充ツル等時間配當ヲ容易ナラシムルト共ニ他方必修學科ノ細部ニ就キ或ハ關係學科ニ就テ特別講義ヲ開キ好學ノ生徒ヲシテ廣汎ナル智識ヲ修得スルノ便ヲ得セシメントス

四、入学資格改正

現在ハ入学資格ヲ中学校卒業ヲ基準トナシツ、アルガ今回ハ本科ニ在リテハ中学校第四学年修了程度ニ改正セントス
当校ノ本科ハ修業年限五年ニシテ専門学校トシテハ最モ長キ修業年月ヲ要スルモノナルヲ以テ生徒父兄ノ経済的事情モ考慮シ一年ニテモ早ク卒業セシムル為メ修業年限ヲ短縮セントシ四年制度ニ就テ考究ヲ重ネタルモ四年ニテハ専門ノ技藝ヲ授クルコト困難ニシテ技術未熟ノマ、卒業セシムル虞アルヲ以テ本校ニ於ケル修業年限ハ在来ノ通り五年トシ入学資格ニ於テ一年ヲ早メルコトトセリ、中学校第五学年ノ学科目中本校教育上必要ナルモノハ豫科ニ於テ教授スルコトトセバ支障ナカルベク寧ロ一年ニテモ若キ間ニ技能ヲ習熟セシムルヲ利益ナリト考ヘラル

五、教員志望者規則ノ改正

現行規程ニテハ日本画科、西洋画科、図案科生徒ニシテ在学中学校所定ノ教員志望者課程ヲ兼修セシ者ニ限り教員無試験検定ニ関スル指定ヲ受ケ居リタル處他ノ同種学校ニ比シ其範圍頗ル狭キニ失スルヲ以テ今回ノ改正案ニテハ之ヲ本科各科ノ生徒ニ及ボシ各科共教員志望者課程ヲ設ケ在学中之ヲ兼修セシ者ニ教員無試験検定ニ関スル指定ヲ受ケシメントス

六、工藝科ノ兼修規定新設

各科ノ生徒間ニ他科ノ技術ヲモ修得セント志望スル者アルヲ以テ近年ハ夏期ニ於テ短期ノ特別実習ヲ行ヒ他科ノ技法ヲ知得スルノ機會ヲ与ヘ居レルガ今後工藝科ニ於テハ専攻以外ノ実技ヲ兼修スルヲ得セシメ各種ノ技巧ヲ綜合セル藝術品ヲ製作セントスルモノ

ニ学習ノ途ヲ開カントス

七、研究科規定ノ改正

研究科規定ニ於テハ修業年限ヲ一年短縮シ入学資格ヲ少シク拡張セントス 即チ

- 一、本校ハ教室狹隘ニシテ研究科ニ充ツヘキ教室ヲ得ラレサル状態ナルニ近来研究科在学ヲ希望スル者多キヲ以テ新陳代謝ヲ行フ為メ年限短縮ヲナサントス、本科ニ於テハ既ニ五年間修業セシコトナレバ研究科ニテ短縮スルモサシタル支障ナカルベシ
- 二、學術ヲ研究セントスル者ハ本校卒業生ニアラザルモ入学ヲ許可スルコトトセリ

八、別科廃止

別科ノ制度ヲ廃止セントス 選科ノ制度アル以上更ニ別科ヲ置ク必要少キニヨル

九、特待生廃止

特待生制度ハ永ク實行シ来リタルガ特待生必スシモ美術家トシテ優秀ナラサル實蹟ニ鑑ミ特待生トシテ授業料免除ノ特典ヲ与フルヨリハ別ニ奨励表彰ノ方法ヲ講スル方適當ナリトシテ之ヲ廃止セントス

〔自明治四十四年一月本校規則関係書類^{教務}掛〕。『東京美術学校校友会月報』第三十一卷第七号にこれの要訳が掲載されている。〕

さらに同年七月には「生徒心得」を改正し、生徒の活動（特に会の組織、印刷物の発行頒布、会合、展覧会出品）を制限する条項を加えた。以下、『東京美術学校一覽^{從昭和八年至昭和九年}』所載の改正規程および

諸規則を記す。

○文部省令第二十五號 (大正三年九月五日省令第二十八號發布)(大正四年二月二十日省令第三號改正)(大正十二年五月二十六日省令第二十五號改正)(昭和八年二月六日省令第三號改正)

東京美術學校規程左ノ通定ム

東京美術學校規程

第一條 東京美術學校ノ學科ヲ分チテ本科及圖畫師範科トス

第二條 本科ノ修業年限ハ四年トス

第三條 本科ヲ分チテ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科トス

彫刻科ヲ塑造、木彫、工藝科ヲ圖案、彫金、鍛金、鑄金、漆工ノ各部ニ分ツ

第四條 本科ノ學科目及每週教授時數左ノ如シ

(各學科目及每週教授時數表略之)

第五條 前條學科目中選擇學科目ハ左ノ學科目中ヨリ選擇必修スルモノトス 但シ學校長ハ必要ト認ムル場合本條ノ學科目ヲ増減スルコトヲ得

東洋繪畫史	西洋繪畫史	東洋彫刻史	西洋彫刻史
東洋工藝史	西洋工藝史	金工史	漆工史
東洋建築史	西洋建築史	家具史	美學
解剖學	英語	佛語	

第六條 本科卒業後師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫又ハ手工教員無試験檢定ヲ得ント欲スル者ハ在所定ノ學科目ノ外左ノ

學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

教員志望者

學科	學目	每週教授時數
教	育	二
圖	學	二
教授法及教授練習		二
圖	案	三

第七條 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ豫科修了者トス

第八條 東京美術學校ニ豫科ヲ置ク

豫科ノ修業年限ハ一ケ年トス

第九條 豫科ノ學科目及每週教授時數左ノ如シ

(豫科各學科目及每週教授時數表略之)

第十條 豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者

ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム

一、中學校四學年修了者

二、高等學校尋常科修了者

三、高等學校高等科入學者資格試験ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

六、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同

等以上ノ學力アリト指定シタル者

第十一條 圖畫師範科ノ修業年限ハ三年トス

第十二條 圖畫師範科ノ學科目每週教授時數左ノ如シ

(師範科各學科目及每週教授時數表略之)

第十三條 圖書師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム

一、中學校卒業者

二、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第十四條 學校長ハ必要ト認ムル場合各學科目ノ教授時數ヲ増減シ若クハ特別講義ヲ開クコトヲ得

第十五條 東京美術學校ニ研究科、選科及聽講生ヲ置クコトヲ得
研究科、選科及聽講生ニ關スル規程ハ學則ニ於テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際在學セル生徒ノ學年及學科目ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ル迄新舊規則ヲ斟酌シテ學校長之ヲ定ム

大正十二年文部省令第二十五號ハ之ヲ廢止ス

○文部省令第二十八號（大正十年四月二十六日發布）

高等師範學校等卒業者服務規則左ノ通定ム〔省略〕

東京美術學校規則（昭和八年二月改正）

目次〔省略〕

第一章 總則

第一條 本校ハ專門學校令ニ據リ專門ノ美術家ヲ養成スルヲ主旨トシ兼テ圖書及手工教員ヲ養成ス

第二條 本校ノ學科ヲ本科及圖書師範科トシ本科ニ豫科ヲ本科及圖書師範科ニ研究科ヲ置ク
別ニ選科及聽講生ヲ置クコトアルヘシ

第二章 本科

第三條 本科ヲ分チテ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科トス

彫刻科及工藝科ヲ其ノ專門ノ實技ニ依リテ左ノ各部ニ分ツ

彫刻科

塑造部、木彫部

工藝科

圖案部、彫金部、鍛金部、鑄金部、漆工部

第四條 本科ノ修業年限ハ四年トシ最後ノ二學期中ニ於テ卒業製作ヲ爲サシム

第五條 本科ノ各學科目及每週教授時數左ノ如シ

但シ必要ト認ムル場合教授時數ヲ増減シ又ハ特別講義ヲ開クコトアルヘシ

日本畫科

學科目	每週教授時數			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	不定時
繪畫實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
東洋繪畫史	二	二		
體操	二	二	二	
選擇學科	四	二	二	

油畫科

學科目	每週授時數			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	不定時
繪畫實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
西洋繪畫史	二	二		
解剖學	二			
英語又ハ佛語	二			
體操	二	二		
選擇學科		二	二	

彫刻科

學科目	每週授時數			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	不定時
彫刻實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
繪畫實習	一八以上			
東洋彫刻史		二	二	
西洋彫刻史	二			
解剖學	二			
英語又ハ佛語	二			
體操	二	二		
選擇學科		二	二	

工藝科 圖案部

學科目	每週授時數			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	不定時
圖案實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
繪畫實習	一八以上			
工藝製作法	三	三	三	
東洋工藝史	二	二		
西洋工藝史	二			
英語又ハ佛語	二			
體操	二	二		

工藝科 彫金部

學科目	每週授時數			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	不定時
彫金實習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
繪畫實習	一八以上			
塑造實習	一八以上			
金工製作法	一	一		
東洋工藝史	二	二		
西洋工藝史	二			
金工史			二	
工藝化學	二	二		

建築科

備考	特別講義	體操	英語	家具史	構造力學	西洋建築史	東洋建築史	施工法	日本建築	建築裝飾	建築構造	建築材料	建築計畫	塑造實習	繪畫實習	製圖實習	學科目			
																	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
特別講義ハ建築設備、造庭學、都市計畫等其ノ都度必要ト認メタルモノヲ實施シ成ルヘク二、三、四各學年ノ合併教授トナシ第二學期ニ於テ之ヲ課ス		二	二		二	二	二				二	一	二	一八以上			一	每週	授時數	
		二				二			二	三			二	一八以上			一	授時數		
		二			二			二						一八以上			一	授時數		
																一八以上	不定時	授時數		

第六條 前條學科目中選擇學科目ハ左ノ學科目中ヨリ選擇必修スル

モノトス

但シ必要ト認ムル場合學科目ヲ増減スルコトアルヘシ

- 東洋繪畫史 西洋繪畫史
- 東洋彫刻史 西洋彫刻史
- 東洋工藝史 西洋工藝史
- 金工史 漆工史
- 東洋建築史 西洋建築史
- 家具史 美學
- 解剖學 英語
- 佛語

第七條 本科生徒ハ所定ノ學科目ヲ學修スル外許可ヲ得テ第六條ノ各學科目又ハ特別講義ヲ聽講スルコトヲ得

第八條 本科卒業後師範學校、中學校及高等女學校ノ圖畫又ハ手工教員無試験檢定ヲ得ント欲スル者ハ在學中所定ノ學科目ノ外ニ左ノ學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

教員志望者	
學科目	每週教授時數
教育學	二
圖學	二
教授法及教授練習	二
圖案	三

第九條 本科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ豫科修了者トス

第十條 工藝科生徒ハ志望ニヨリ其ノ所屬部ノ實技以外ニ工藝科他部ノ實技ヲ一學年一學科目ニ限り兼修スルコトヲ得

兼修學科目ハ一學年ヲ單位トシ學年ノ始ニ於テ詮議ノ上其ノ許否ヲ決定ス

正當ナル理由ナクシテ兼修ヲ中止スル者ハ以後再ヒ兼修スルコトヲ許可セス

兼修學科目ニ就キテハ第十一章ノ試験規定ヲ適用セスト雖成績優秀ナル者ニ限り兼修證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第三章 豫科

第十一條 豫科ノ修業年限ハ一年トス

豫科ニハ第四十九條ノ休學規定ニ依ルノ外一年以上在學スルコトヲ得ス

第十二條 豫科ノ學科目及其ノ志望科別每週教授時數左ノ如シ

豫科

學 科 目	每 週 教 授 時 數			
	日本書科志望	油畫科志望	彫刻科志望	工藝科志望 建築科志望
修 身	一	一	一	一
繪 畫 實 習	一八以上	一八以上	一八以上	一八以上
彫 刻 實 習			一八以上	一八以上
圖 案 實 習			一八以上	一八以上
圖 案 原 理				二
構 成 原 理				二
東 洋 美 術 史	二	二	二	二

體 操	數 學 及 力 學	英 語 又 ハ 佛 語	解 剖 學 大 意	圖 學	東 洋 文 學	西 洋 美 術 史
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二
二	三	二	二	二	二	二

第十三條 豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行方正、身體健全ナル男子ニシテ左ノ資格ノ一ヲ具ヘ且入學試験ニ合格シタル者トス

- 一、中學校第四學年修了者
- 一、高等學校尋常科修了者

一、高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

一、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定セラレタル者

一、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

一、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

前項ノ入學試験ハ中學校第四學年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

第十四條 前條ノ學校ニ在學中ノ生徒ニシテ卒業又ハ修了スヘキ見込アリト當該學校長ノ證明シタル者ニ限り卒業業者又ハ修了業者ニ準スルコトヲ得

但シ當該學校ヲ卒業又ハ修了シタルトキハ更ニ其ノ成績證明書ヲ提出スヘシ 若シ其ノ手續ヲ爲サス或ハ卒業又ハ修了試験ニ合格

セサル場合ハ入學ヲ許可セス

第十五條 豫科ニ入學セント欲スル者ハ本科ニ於テ學修スヘキ志望ノ科及部名ヲ記シテ願出ツヘシ

但シ工藝科ニ在リテハ學修スヘキ部ノ志望順位ヲ併記スルコトヲ得

第十六條 豫科在學中工藝科志望者ニ限り志望部ヲ變更セント欲スルトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四章 圖書師範科

第十七條 圖書師範科ノ修業年限ハ三年トス

第十八條 圖書師範科ノ學科目及每週教授時數左ノ如シ

圖書師範科

學 科 目	每 週 教 授 時 數		
	第一學年	第二學年	第三學年
修 身	一	一	一
哲 學 概 論	二		
心 理 學		二	
教 育 學			二
教授法及教授練習		二	三
東 洋 美 術 史	二		
西 洋 美 術 史		二	
美 學			二
繪 畫 實 習	一六	一六	一六
圖 案	三		

體 操	英 語	習 字	手 工	圖 學
二	二	三	六	二
二	二	三	七	二
二		三	八	二

第十九條 圖書師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行方正、身體健全ナル男子ニシテ左ノ資格ノ一ヲ具ヘ且入學試験ニ合格シタル者トス

一、中學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

一、文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者

前項ノ入學試験ハ中學校卒業程度ニ依リ之ヲ行フ

第二十條 前條ノ學校ニ在學中ノ生徒ニシテ卒業スヘキ見込アリト

當該學校長ノ證明シタル者ニ限り卒業者ニ準スルコトヲ得

但シ當該學校ヲ卒業シタルトキハ更ニ其ノ成績證明書ヲ提出スヘシ 若シ其ノ手續ヲ爲サス或ハ卒業試験ニ合格セサル場合ハ入學ヲ許可セス

第二十一條 入學ヲ許可シタル者ト雖成績不良又ハ教員タルニ適セ

スト認メタルトキハ第一學期末ニ於テ退學セシムルコトアルヘシ

第二十二條 圖書師範科ノ授業料ハ之ヲ徵收セス

第五章 研 究 科

第二十三條 研究科ヲ實技及學術ノ二部ニ分ツ

第二十四條 研究科ノ修業年限ハ二年以内トス

第二十五條 研究科ニ入學セント欲スル者ハ學年ノ始ニ於テ實技研

究者ニ在リテハ其ノ専攻セントスル實技科目、學術研究者ニ在リテハ其ノ専攻セントスル研究題目ヲ指定シテ願出ツヘシ

第二十六條 實技研究ノ爲入學ヲ許可スヘキ者ハ本校卒業後二年ヲ經過セス且卒業成績八十點以上ノ者トス

學術研究ノ爲入學ヲ許可スヘキ者ハ本校卒業生ニシテ其ノ資格アリト認メタル者トス

但シ本校卒業生ニアラサルモ同等以上ノ學歷ヲ有スル男子ニ限り銓衡ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十七條 實技研究志望者定員ヲ超ユルトキハ卒業年度ノ近キモノヲ先トシ同一年度ノ者ニ就キテハ卒業成績ノ順位ニヨリ入學ヲ許可ス

但シ缺員ヲ生シタル場合ニ於テハ本條ノ選ニ洩レタル者ヲ以テ補充シ又ハ卒業成績八十點未滿ノ者ト雖試験ノ上臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十八條 實技研究生ハ其ノ専攻學科目ノ外他ノ實技科目ヲ兼修スルコトヲ得

但シ學年ノ始ニ於テ詮議ノ上其ノ許否ヲ決定ス

第二十九條 研究生ハ許可ヲ得テ各科ノ學科目ヲ聽講スルコトヲ得

第三十條 研究生ニシテ其ノ成績優秀ナル者ニハ製作費又ハ研究旅費ヲ給與スルコトアルヘシ

第三十一條 研究生ハ每學年ノ終ニ於テ其ノ修業ノ經過ヲ報告スヘシ

學術研究生其ノ研究ヲ終了シタルトキハ其ノ結果ヲ論文トシテ提出スヘシ

第三十二條 研究生ニシテ其ノ研究學科目ヲ修了シタル者ニハ考査ノ上修了證書ヲ授與スルコトアルヘシ

第六章 選科

第三十三條 本科入學ノ資格ヲ有セサルモ本科各科ノ實技ノミヲ學習セント欲スル者ハ本科生ニ缺員アル場合ニ限り銓衡ノ上選科ニ入學ヲ許可ス

第三十四條 選科生ハ許可ヲ得テ本科所定ノ學科ヲ聽講スルコトヲ得

第三十五條 選科生ニハ特ニ規定スルモノノ外本科生ニ關スル規定ヲ準用ス

第七章 聽講生

第三十六條 生徒以外ノ者ニシテ本校ニ於テ教授スル學科目中一科目若クハ數科目ヲ學習セント欲スル者ハ教授上差支ナキ場合ニ限り考査ノ上聽講生トシテ出席ヲ許可ス

第三十七條 聽講生ハ本校所定ノ制服制帽ヲ着用スルコトヲ得ス

第三十八條 聽講生ハ特ニ規定スルモノ、外本校諸規定ヲ遵守スヘシ

第八章 學年、學期、授業及休業

第三十九條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十條 學期ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第四十一條 休業日ハ左ノ如シ

春期休業 四月一日ヨリ四月十日ニ至ル

夏期休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

冬期休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

大祭日 祝日

日曜日

本校設置記念日

授業ハ前記休業日ノ外毎日午前八時ニ始マリ午後四時ニ終ル
但シ時季ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

第九章 入學及在學

第四十二條 入學期ハ學年ノ始トス

第四十三條 入學志望者ハ左ノ書類ニ檢定料金五圓ヲ添ヘ願出ツヘシ

一、入學願書(第一號書式)

一、履歷書(第二號書式)

一、卒業又ハ修了證明書或ハ試験檢定合格證明書

一、人物考査及學業成績表(第三號書式)

一、戸籍抄本

一、寫眞(最近三月以内ニ撮影シタル半身脱帽手札型)

入學志望者ニシテ現ニ教職其ノ他官公職ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ニ在リテハ前記書類ノ外所屬長官ノ承認書ヲ添付スヘシ
但シ本校卒業生ニシテ研究科ニ入學ヲ志望スル者ハ入學願書及承認書ノ外本條ノ書類及檢定料ヲ要セス

檢定料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第四十四條 中途退學セシ者再入學ヲ願出ツルトキハ退學當時ノ情

狀ヲ調査シ學年ノ始ニ於テ原級以下ニ編入スルコトアルヘシ

此ノ場合ニハ前條ノ規定ヲ適用セス

第四十五條 入學ヲ許可セラレタル者ハ直ニ保證人(父兄若クハ父

兄ニ代リテ其ノ責ニ任スル者)ノ連署ヲ以テ在學證書(第四號

〔書〕式)ヲ差出スヘシ

保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ更ニ副保證人ノ

連署ヲ要ス

副保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル成年男子ニシテ一家

計ヲ立ツル者ニ限ル

第四十六條 保證人死亡シ又ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ直ニ適當

ナル保證人ヲ定メ届出ツヘシ 生徒及保證人住所身分等ニ異動ヲ

生シタル場合亦同シ

第四十七條 入學ヲ許可セラレタル者ハ二週間以内ニ本校所定ノ制

服制帽ヲ調製着用スヘシ

第十章 缺席、休學及退學

第四十八條 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ因リ缺席シタルトキハ其ノ事

由ヲ詳記シ三日以内ニ届出ツヘシ 若シ缺席七日以上ニ及フトキ

ハ保證人連署シ疾病ニ因ル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第四十九條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ一學期以上休

學ヲ願出ツルトキハ其ノ學年間ニ限り之ヲ許可ス 此ノ場合ニハ

保證人ノ連署ヲ以テ其ノ事由ヲ詳記シ疾病ニ因ル者ハ醫師ノ診斷

書ヲ添付スヘシ

但シ兵役ニ服スル場合ハ一年以上休學ヲ願出ツルコトヲ得

研究生ノ休學ハ疾病ノ場合ニ限り之ヲ許可ス

第五十條 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退學セントスルトキハ保證人ノ連署ヲ以テ其ノ事由ヲ詳記シ疾病ニ因ル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添へ願出ツヘシ

第五十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ退學セシム

- 一、缺席一年以上ニ及フ者
- 二、不合格ノ爲引續キ二回進級シ得サル者
- 三、學業成達ノ見込ナシト認メタル者
- 四、本校教育ノ趣旨ニ適セスト認メタル者

第十一章 試験及卒業

第五十二條 試験ハ毎學期末之ヲ行ヒ三學期ノ評點ヲ平均シテ學年評點トス

但シ平常ノ成績ヲ考查シ別ニ試験ヲ行ハスシテ評點スルコトアルヘシ

第五十三條 評點ハ各科目百點ヲ以テ滿點トシ一科目ニ付實技ハ六十點以上學科ハ五十點以上平均六十點以上ヲ以テ合格トス

但シ圖書師範科ニ限り實技學科共ニ一科目毎ニ六十點以上平均七十點以上ヲ以テ合格トス

第五十四條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ試験ニ缺席シタル者次學期開始後七日以内ニ其ノ事由ヲ詳記シ追試験ヲ願出ツルトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十五條 所定ノ科目ヲ修了シ卒業製作ヲ完成シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十二章 授業料及聽講料

第五十六條 授業料ノ年額及分納期左ノ如シ

科別	學期		
	第一學期	第二學期	第三學期
豫科	四月納	九月納	一月納
本科	貳拾五圓	參拾圓	貳拾五圓
選科	貳拾五圓	參拾圓	貳拾五圓
研究科	拾五圓	參拾圓	拾五圓

聽講生ノ聽講料ハ一學年間一科目ニ付金貳拾圓一科目ヲ増ス毎ニ金拾圓トス

第五十七條 前條ノ授業料ハ其ノ月十五日ヨリ七日以内ニ、聽講料ハ聽講許可ノ日ヨリ三日以内ニ納付スヘシ 一旦納付シタル後ハ如何ナル事由アルモ返付セス

第五十八條 授業料ハ疾病其ノ他自己ノ都合ニ因リ缺席シ又ハ停學ニ處セラル、コトアルモ本校ニ學籍ヲ有スル間ハ之ヲ徵收ス

但シ第四十九條ニ依ル休學者及第五十條ニ依ル退學者ニ對シテハ授業開始前ナルトキハ其ノ學期ニ納付スヘキ授業料ヲ免除スルコトヲ得

第五十九條 本科生ニシテ學資支辨困難ナル者特ニ願出ツルトキハ其ノ事情ヲ調査シ授業料ヲ減額又ハ免除シ或ハ分納ヲ許可スルコトアルヘシ

但シ其ノ事情止ミタルトキ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ直ニ之ヲ停止ス

第六十條 授業料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ一箇月金

八圓ノ割ヲ以テ其ノ月ヨリ之ヲ徴收ス 但シ七月八月ハ之ヲ除ク

一、休學ノ爲學期中途ニ就學シタル者

一、第五十九條ニヨリ授業料ノ分納ヲ許可セラレタル者

一、第五十九條ノ授業料減免分納ヲ停止セラレタル者

但シ研究生ノ臨時入學ヲ許可セラレタル者ハ一箇月金五圓ノ割ヲ

以テ徴收ス

第六十一條 授業料ヲ納付期日ニ納メサル者ハ未納中停學ヲ命ス

其ノ未納三週間ヲ超ユルトキハ除名ス

第六十二條 教科用ノ圖書器具及材料等ハ生徒ノ自辨トス

但シ其ノ一部ヲ貸與シ又ハ支給スルコトアルヘシ

第六十三條 特ニ材料ヲ支給シテ製作セシメタルトキハ其ノ生産品

ハ本校ノ所有ニ歸スルモノトス

第十三章 懲戒及表彰

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ情狀ノ輕重ニヨリ

譴責、停學、除名或ハ放校ニ處ス

一、出席常ナラサル者

二、無届缺席一箇月ヲ超ユル者

三、本校諸規則又ハ生徒心得ニ背戾セリト認メタル者

第六十五條 學業ヲ精勵シ成績優等品行方正ナル者ハ適當ナル方法

ヲ以テ之ヲ表彰ス

附 則

本規則ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 但シ第四十三條ニ關シ

テハ昭和八年入學志望者ニ之ヲ適用ス

本規則施行ノ際在學セル生徒ノ學年及學科目ニ關シテハ其ノ卒業ニ

至ルマテ新舊規則ヲ斟酌シテ學校長之ヲ定ム

大正十二年五月規定ノ東京美術學校規則ハ本規則施行ト同時ニ之ヲ

廢止ス

○第一號書式(用紙美濃紙二ツ折姓名ニハ假名ヲ附スヘシ)

入 學 願 書

私儀御校何科(何部) 志望ニ付豫科(圖書師範科)ニ入學仕度履歷

書其他御規定書類及檢定料相添ヘ此段相願候也(工藝科ニ在リテハ學

位ヲ此處ニ併記

スルコトヲ得) 本籍族(戸主ニ非サレハ戸主トノ關係)

住 所

年 月 日

姓

名 印

年 月 日 生

東京美術學校校長某殿

○第二號書式(用紙美濃紙二ツ折)

履 歷 書

本籍族及職業戸主名續柄

住 所

姓

名 印

年 月 日 生

一、學 業

一何年何月何日何々小學校卒業

一何年何月何日ヨリ何地何某ニ就キ何學修業

一何年何月何日ヨリ何立何々學校ニ入學ス
 一何年何月何日何々學校第何學年修了又ハ卒業

一、卒業證書等

一何年何月何日何立何學校ニ於テ何科卒業證書ヲ受ク
 一何年何月何日何處ニ於テ何々免許狀ヲ受ク

一、兵役

一何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何師團何旅團何兵何聯隊ニ
 入ル等（兵役ヲ免セラレタルモノハ其ノ事由ヲ記スヘシ）

一、職務、職業

一何年何月何日何地ニ於テ何職ヲ奉ス（俸給等記載スヘシ）
 一何年何月何日依願免官或ハ目下不勤續中等

一何年何月何日ヨリ何地ニ於テ何業ニ従事ス（其ノ後ノ事モ記載
 スヘシ）

一、賞 罰

一何年何月何日何處ニ於テ何事ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ケタ
 ル等

右ノ通り相違無之候也

年 月 日

姓 名 印

○第三號書式（用紙美濃紙ニツ折）

人物考査及學業成績表

本籍族（戸主ニ非サレハ戸主トノ關係）
 住 所

姓 名
 年 月 日 生

人 物 考 査	品 行	長 所	短 所	其 他 參 考 ト ナ ル ヘ キ 事 項
志 操	性 質			

試驗施行年月日	學 年 別	國 語	漢 文	何 々	何 々	何 々	合 計	平 均	受 驗 員	次 席	及 落 業	行 操	備 考
年月日	第一學年												
年月日	第二學年												
年月日	第三學年												
年月日	第四學年												
年月日	第五學年												

右本校ニ於ケル人物考査及學業成績表前書之通ニ有之候也

年 月 日 何々學校長 姓 名 印

備 考 在學中ノモノニ在リテハ當該學年欄ニ最近學期ノ成績ヲ記
 入シ學年成績ニ代フヘシ

○第四號書式（用紙美濃紙ニツ折）

三 錢 收 入
 印 紙 貼 用

在 學 證 書

私儀今般御校ニ入學御許可相成候ニ付テハ在學中御校規則ヲ遵守シ
 專心勉勵可致候仍テ在學證書如斯ニ候也

本籍族（戸主ニ非サレハ戸主トノ關係）
住所

年 月 日

姓

年 月 日生

名 印

前書之通相違無之候ニ付テハ御校規則承知ノ上保證人ニ相立チ向後
本人身上ヨリ相起リ候事件ニ關シテハ一切引受可申候也

本籍族

住所

業務

本人トノ關係

保證人 姓

年 月 日生

名 印

住所

業務

本人トノ關係

副保證人 姓

年 月 日生

名 印

東京美術學校校長某殿

○第四號乙書式（用紙美濃紙二ツ折）
（圖書師範科生徒ハ此ノ書式ニヨルヘシ）

三錢收入
印紙貼用

在學證書

私儀今般御校圖書師範科生徒トシテ入學御許可相成候ニ付テハ在學

中御校規則ヲ遵守シ專心勉勵スヘキハ勿論卒業後ニ在リテハ卒業者
服務規則ヲ服膺シ誓テ熱心教育ニ盡スヘク候 仍テ在學證書如斯ニ
候也

本籍族（戸主ニ非サレハ戸主トノ關係）

住所

年 月 日

姓

年 月 日生

名 印

前書之通相違無之候ニ付テハ御校規則承知ノ上保證人ニ相立チ向後
本人身上ヨリ相起リ候事件ニ關シテハ一切引受處理可致候也

本籍族

住所

業務

本人トノ關係

保證人 姓

年 月 日生

名 印

住所

業務

本人トノ關係

副保證人 姓

年 月 日生

名 印

東京美術學校校長某殿

東京美術學校外國學生特別入學規程細則〔省略。217頁參照〕

生徒心得（明治四十二年四月改正）〔昭和八年七月改正〕

第一 本校ノ規則告諭等ヲ遵守スベキハ勿論各自其志操ヲ堅固ニシ

意想ヲ優美ニシ言行ヲ謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハズ苟モ異様容ノ姿

ヲナシ又ハ本校生徒タルノ體面ヲ汚ス等ノ舉動アルベカラズ

第二 凡ソ告示ハ揭示シタル時ヨリ一般ニ了知シタルモノト認ムル

ヲ以テ常ニ能ク注意スベシ

第三 何等ノ目的タルヲ問ハズ本校ノ許可ヲ得ルニ非レバ會ヲ組織

シ印刷物ヲ發行頒布シ又ハ校内ニ於テ猥ニ多人數會合スベカラズ

第四 實技及學課共其ノ教授時間數ノ三分ノ一以上缺席スルトキハ

進級ノ資格ヲ失フモノトス

第五 登校ノ節ハ必ズ本校所定ノ制服制帽ヲ着用シ靴ヲ穿ツベシ

如何ナル事由アルモ和服ヲ着用シテ教室ハ勿論校舎内ニ出入スル

コトヲ許サズ

第六 各自ノ記名札ハ門ヲ入ルトキ門衛ヨリ受取りテ教室ニ入り所

定ノ場所ニ掛ケ退出ノ際ハ教師ヨリ受取りテ門ヲ出ヅルトキ之ヲ

門衛ノ札懸ニ掛クベシ

第七 授業時間ニ至レバ遲滞ナク教室ニ入り各自ノ席ニ著キ其位次

ヲ亂スベカラズ

第八 教室ニ入ルトキハ帽子外套ヲ脱スベシ

第九 授業時間中教師ノ許可ヲ得ズシテ教室ヲ出デ又ハ他ノ教室ニ

入ルヲ得ズ

第十 授業時間外ニ教室ニ入り又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スベカラ

ズ

第十一 本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ敬禮ヲ重ンズベシ

第十二 校舎ノ整肅清潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ舉動アルベカラズ

第十三 教室ニ於テ終業ノトキハ課業ニ用ユル備品ハ渾テ之ヲ掃除

整頓スベシ

第十四 校内ニ在リテハ所定ノ場所外ニ於テ飲食喫煙シ又ハ唾壺外

ニ唾ヲ吐クベカラズ

第十五 帽子、外套、傘、履物等ハ所定ノ場所外ニ置クベカラズ

第十六 宿所ヲ轉ズルトキハ速ニ其旨届出ヅベシ

第十七 各自ヨリ本校ニ差出スベキ願伺届書等ハ先以テ當該教員ノ

認印ヲ受ケ然ル後之ヲ教務掛ニ差出スベシ

第十八 生徒ハ鄙猥ノ製作ヲナス等ノコトアルベカラズ

第十九 公私ノ展覽會ヘ出品シ得ルモノハ本科第三學年以上ノ生徒

ニ限ル

第二十 在學中ハ本校ノ許可ヲ得ズシテ他ノ學校ニ入り又ハ他ノ學

校或ハ官署ニ於ケル各種ノ試験ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十一 本校ヨリ貸付シタル物品ハ殊ニ取扱ニ注意スベシ 若シ其

物品ヲ汚損シ又ハ紛失シタルトキハ修補セシメ或ハ同品ヲ以テ辨

償セシム

第二十二 本校ノ許可ヲ得テ圖書標本若クハ其他ノ物品ヲ校外ニ持出

サントスルモノハ當該職員ヨリ物品持出證ヲ受ケ之ヲ門衛ニ渡シ

テ出門スベシ 各自ノ所有品ト雖本校藏品ニ紛ラハシキ物品ヲ携

出スルトキハ之ニ準ズベシ

第二十三 生徒ニシテ本校内ニ公告貼札等ヲ爲サントスルトキハ豫メ

本校ノ許可ヲ得テ後チ指定ノ場所ニ限り之ヲ揭示スルコトヲ得

第二十四 家族若クハ同居人中又ハ住所ノ近傍ニ於テ激症傳染病ニ罹

リタルモノアルトキハ速ニ其旨ヲ本校ニ届出ヅベシ

東京美術學校服制 昭和二年九月一日改正

一、制帽 色―黒、地質―羅紗、丸形。如圖

一、帽章 金章美字。如圖

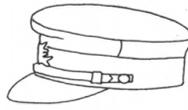
一、制服 色―黒又ハ紺、地質―羅紗又ハヘル、立襟背廣形、

金色美字釦付、科別襟章ヲ附ス。如圖

一、靴 黒革、編上ゲ又ハ短靴(儀式及本校ヨリ命ジタル場合ノ外質及色隨意)

一、脚絆 色―黒、地質―羅紗、卷形

帽制



章帽



釦服



袴



制衣面
服前



備考

一、夏季(自六月一日至九月三十日)ハ特ニ指定シタル場合ノ外麥藁帽ヲ着用シ

霜降小倉服ヲ代用スルモ妨ケ無シ

一、外套ハ特ニ制式ヲ定メザルモ之ヲ使用スル場合ニハ質素ニシテ目立タザルモノトス

東京美術學校教育事務分掌規程(昭和八年六月改正)

〔省略。改正点は昭和七年六月改正規程中「科」の部分が「科・部」と改められただけである。〕

東京美術學校事務分掌規程(昭和七年六月改正)

〔省略。51頁参照〕

〔東京美術學校一覽(從昭和八年至昭和九年)〕

校規を整備した和田校長は校風肅正のために「生徒心得」の勵行に努めた。特に第十九の展覧会出品制限については厳しい態度で臨み、次のエピソードが示すように退学処分も辞さなかつた。

この道數年の研鑽の結果でも入選は容易でないのに、彼「千村土乃武、昭和十一年彫刻科修了」は二年の在学中すでに帝展に同級であつた柳原「義達」と揃つて入選してゐた。修業年限五ヶ年の學校で二年の新入選は異例の事である。丁度学制改革の時で予科一年本科四年と云う事になり私どもは旧制で入つたので二年を二回くり返した事になる。チャカホイとか十五歌とか校歌に代るおかしな唄が従来からあつたもので、歌詞が猥褻であるからと云うので新しく校歌が制定され、新たに校則の中に今後三年以上でないといふ一切公募展の出品まかりならぬ、と云う条例を作つた。

彼は軍事教練にはほとんど出席してゐない、代返などでごまかしておいた分ではどうして所定の時間数には足りないため留年と云うことになつた。それでも彼は他のクラスに入るのを嫌つてずつと私どもの級で制作を続けていた。

次の展覧会にも禁令を破つて出品した。學校側から手が廻つていたのだらう、彼は落選と同時に、校則無視のかどで除名の退

学させられてしまった。彼は校長の自宅まで訪問して嘆願し私どももいろいろ運動をくりひろげて彼の延命工作につとめたのである。

学校側は威信にかけても譲らなかつた。その時彼は「退学になつたからとて学校に来るのは止めない、ずっと同窓の卒業まで来続けてみせる」と、わざわざ学校当局にまで宣言しておいて相変わらず私どもの教室に通い続けた。実力が物言う世界だけに卒業証書など紙きれに等しい。安い国家の費用で勉強出来るなら月謝も払わないですむしかえって安上りだと云う。学校でも困っていた様子で門衛のところ毎日々チェック出来るものでもなし、外に登校を停止させる適当な手段もなく、私どもも彼をかばって見廻りの者が来れば、かくまってみたりしてずっと卒業まで通学の便宜をはかつてやった。

〔『萬年草』富田恒雄著。昭和四十八年、富田書店〕

② 工芸科の実技兼修制度

新規則は工芸教育に少なからぬ変化をもたらした。即ち、「第十條 工藝科生徒ハ志望ニヨリ其所屬部ノ實技以外ニ工藝科他部ノ實技ヲ一學年一學科目ニ限り兼修スルコトヲ得」という新規規定の実施である。昭和八年四月十一日に左記の決定があつた。

工藝科實技兼修許可ノ件

工藝科生徒ニシテ他部ノ實技兼修ヲ願出タル者ニ就キ工藝科教官
參集ノ上詮議ノ上前學年末ノ實技點數八十點以上ノモノ、ミヲ許

可スルコトニ協議致候ニ付左記ノ者ニ兼修ヲ許可致度伺候間裁候也

記

許可氏名別紙ノ通り

揭示案

本校規則第十條ニヨリ左記ノ者ニ實技兼修ヲ許可ス

年 月 日 本校

右兼修ノ許可ヲ受ケタル者ハ明十二日(金)午前十時兼修スル部ノ教官室へ出頭シ指示ヲ受クベシ

工藝科實技兼修許可氏名

圖案科實技兼修者

彫金部二年 島崎 正二郎

漆工部二年 平野 清吉

彫金實技兼修者

漆工部三年 金田 諒三

同 寺井 直次

漆工部二年 笠木 敦次郎

同 小島 理吉郎

鍛金實技兼修者

彫金部三年 赤松 義弘

漆工實技兼修者

彫金部二年 松尾 忠次

同 飯田 正美